留萌地区海面利用協議会傍聴要領

1　傍聴する場合の手続

（1） 留萌地区海面利用協議会の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに、受付で氏名、住所を記入し、事務局の指示に従って会場に入室してください。

（2） 傍聴の受付は先着順で行いますので、定員になり次第、受付を終了します。

2　傍聴にあたっての守るべき事項

傍聴される方は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守ってください。

（1） 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明することはできません。

（2） 会議中において、飲食などはできません。

（3） 会議中において、写真撮影、録画、録音等はできません。

（4） その他会議開催中の秩序を乱したり、議事を妨害するようなことはできません。

3　会議の秩序の維持

（1） 上記2のほか、傍聴される方は、係員の指示に従ってください。
おわかりにならないことがあれば係員にお聞きください。

（2） 傍聴される方が以上のことをお守りいただけない場合は、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。